

平成18年度版

すぎなみの介護保険

(平成17年度実績)



も く じ

1	介護保険のあゆみ	2
2	被保険者	4
	(1) 第1号被保険者	4
	(2) 第2号被保険者	4
3	介護保険料	5
	(1) 第1号被保険者	5
	(2) 第2号被保険者	6
4	要介護認定	7
	(1) 要介護（要支援）認定の申請	7
	(2) 認定調査	8
	(3) 認 定	9
5	介護保険給付	11
	(1) 保険給付費の推移	11
	(2) 居宅サービスの利用	12
	(3) 施設サービスの利用	12
	(4) 福祉用具購入費の支給	13
	(5) 住宅改修費の支給	13
	(6) 高額介護サービス費	14
	(7) 利用者負担額の減免	14
	(8) 食費の自己負担額（標準負担額）の減額	15
	(9) 旧措置入所者利用者負担額の減免 食費の自己負担額（特定標準負担額）の減額	15
	(10) 特定入所者介護サービス費	16
	(11) 旧措置入所者利用者負担額の減免 食費・居住費の自己負担額（特定負担限度額）の減額	16
	(12) 平成17年度サービス別保険給付費の状況	17
6	介護保険関連給付	18
	(1) 高額介護サービス費等資金貸付事業	18
	(2) 訪問介護利用者負担額助成事業	18
	(3) 住宅改修支援助成事業（ケアマネジャー等支援事業）	19
	(4) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成	19
	(5) 家族介護慰労金事業	20
	(6) 介護保険サービス利用者負担額助成事業	20
	(7) 給付適正化	20
7	財 政	21
8	介護保険運営協議会	22
9	介護保険相談	23
10	事業者支援	24
	(1) 事業者連絡会	24
	(2) 介護従者研修	24
	(3) ケアマネジャー支援事業	24
11	趣旨普及	26

1 介護保険のあゆみ

国・都・杉並区のあゆみ	
平成 8年 1 1月	第139回臨時国会に「介護保険関連3法案」(介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)提出(国)
平成 9年 7月	「介護保険制度対策検討委員会」を設置(区)
1 0月	「介護保険準備主査」を設置(区)
1 2月	「介護保険関連3法」公布(12月17日)(国)
平成10年 2月	「介護保険制度推進会議」の設置(区)
4月	「介護支援専門員に関する省令」公布(国) 「介護保険準備担当課」を設置(区)
5月	「杉並区介護保険事業懇談会」を設置(区)
7月	「介護保険制度のための高齢者実態調査」を実施(区)
9月	「第1回介護支援専門員実務研修受講試験」実施(都)
1 2月	「介護保険法施行令」「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」公布(国)
平成11年 2月	「介護保険事業計画のあり方」を報告(区)
3月	「介護保険法施行規則」「指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」「介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令」公布(国)
4月	介護サービス量見込みの算出手順(正式ワークシート)を提示(国)
6月	「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」公布(国) 「介護保険課」を設置(区) 指定事業者の申請受付を開始(都)
9月	第1号被保険者該当のお知らせを送付(区)
1 0月	要介護認定の申請受付を開始(区)(10月1日) 「介護保険事業計画素案」の住民説明会開催(区)
1 1月	政府の「介護保険法の円滑な実施のための特別対策」発表(国)
平成12年 2月	介護報酬単価の決定(国) 「介護保険事業計画」を策定(区)
3月	第1号被保険者に介護保険被保険者証一斉交付(区) 介護保険制度住民説明会開催(区)
4月	介護保険法施行(国)(4月1日) 杉並区介護保険条例施行(区)(4月1日) 高額介護サービス費等資金貸付基金設置(区) 「介護保険運営協議会」を設置(区)
8月	第1号被保険者に保険料賦課決定通知書を郵送(区)
1 1月	「杉並区介護保険サービス利用状況調査」を実施(区)

平成13年	4月	家族介護慰労金事業開始（区） 「介護保険サービス利用者負担額助成事業」を開始（区）
	10月	保険料本来額徴収を開始（区） 「杉並区介護保険に関する調査」を実施（区）
平成14年	1月	訪問・通所サービスと短期入所サービスの利用枠を一本化（国） 生計困難者に対する利用者負担額軽減制度の実施（区）
	10月	「第2期介護保険事業計画素案」公開（区）
平成15年	3月	介護報酬の改定（国） 「第2期介護保険事業計画」を策定（区）
	4月	第1号被保険者の介護保険料基準月額を3,000円に改定（区）
	12月	介護給付費通知の実施（介護費用適正化特別対策事業）（区）
平成17年	2月	第162回国会に介護保険制度改革関連法案提出（国）
	3月	「介護保険法施行法の一部を改正する法律」公布（3月31日）（国）
	10月	「介護保険法施行法の一部を改正する法律」の一部施行（10月1日）（国） 「第3期介護保険事業計画素案」公開（区） 「第3期介護保険事業計画素案」の住民説明会開催（区）
平成18年	3月	介護報酬の改定（国） 「第3期介護保険事業計画」を策定（区） 第3期介護保険事業計画住民説明会開催（区）
	4月	「介護保険法施行法の一部を改正する法律」の施行（4月1日）（国） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,200円に改定（区） 地域支援事業開始

2 被保険者

介護保険の被保険者は次のように区分されます。

(1) 第1号被保険者

杉並区内に住民登録・外国人登録をしている65歳以上の方

(2) 第2号被保険者

杉並区内に住民登録・外国人登録をしている40歳以上65歳未満の医療保険加入者

※ 住所地特例被保険者

杉並区から区外の特別養護老人ホームなどの介護保険施設に住所を移した方も引き続き杉並区の被保険者になります。

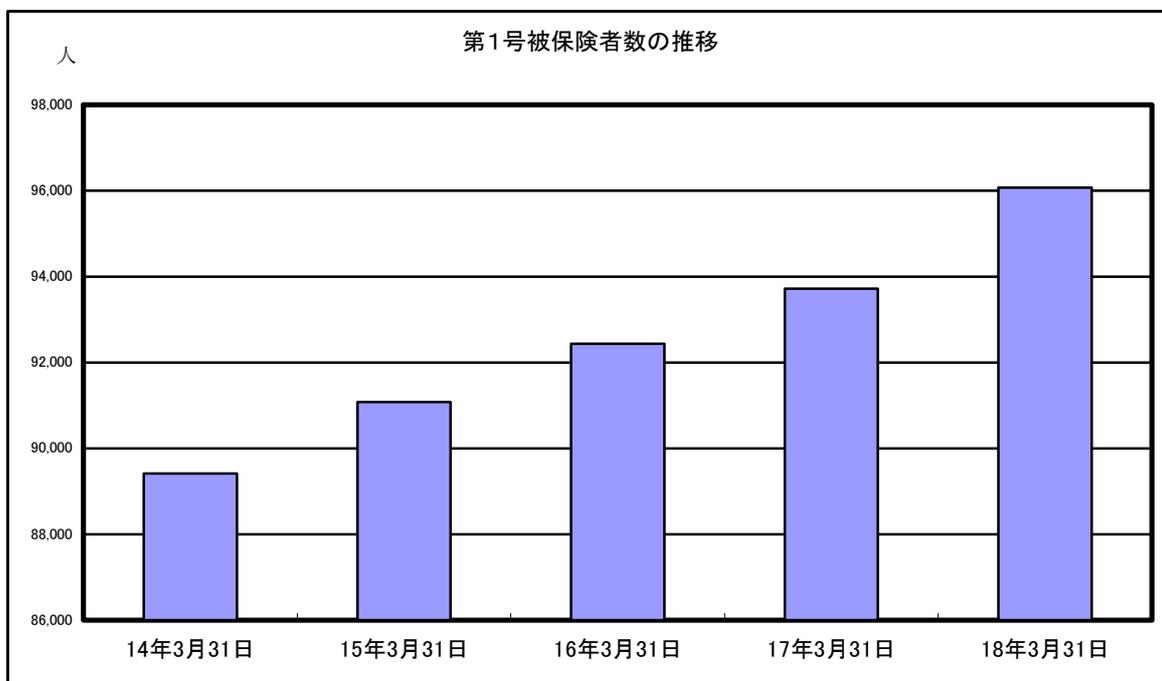
2-表1 第1号被保険者数

(平成18年3月31日現在)

男	女	計	住所地特例 被保険者 (再掲)	外国人 (再掲)
38,552	57,523	96,075	583	458

2-表2 第1号被保険者数の推移

被保険者数				
平成14年3月31日	平成15年3月31日	平成16年3月31日	平成17年3月31日	平成18年3月31日
89,417	91,078	92,439	93,721	96,075



3 介護保険料

(1) 第1号被保険者

① 保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し、杉並区介護保険条例で定めています。

平成17年度までの保険料額は、基準年額を36,000円（第3段階）とし、区民税課税状況等により下表のとおり5段階の保険料を設定しています。

※平成18年度からは、保険料段階を7段階に設定し、基準年額を50,400円（第4段階）としました。

介護保険料額

段階	対象者	17年度保険料年額(月額)
第1段階 基準年額×0.5	生活保護受給者または世帯全員が 区民税非課税かつ老齢福祉年金受給者	年 18,000円 (月 1,500円)
第2段階 基準年額×0.75	世帯全員（1人世帯を含む）が 区民税非課税	年 27,000円 (月 2,250円)
第3段階 基準年額	本人が区民税非課税で 他の世帯員が区民税課税	年 36,000円 (月 3,000円)
第4段階 基準年額×1.25	本人が区民税課税 (合計所得200万円未満)	年45,000円 (月 3,750円)
第5段階 基準年額×1.5	本人が区民税課税 (合計所得200万円以上)	年54,000円 (月 4,500円)

② 保険料の納付方法

老齢・退職年金が年額18万円以上の方は年金から天引きされる特別徴収となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収になります。

3-表1 介護保険料収納状況

(単位 円)

年度	区分	調定額A	収入額B	還付未済額C	収納率D (B-C)÷A	未納額E A-(B-C)	不納欠損額
13	特別徴収	1,997,442,421	2,002,841,343	5,398,922	100.00%	0	0
	普通徴収	520,509,477	477,469,118	939,392	91.55%	43,979,751	0
	合計	2,517,951,898	2,480,310,461	6,338,314	98.25%	43,979,751	0
	滞納繰越分	16,944,652	8,763,868	49,410	51.43%	8,230,194	0
14	特別徴収	2,715,909,435	2,721,215,671	5,306,236	100.00%	0	0
	普通徴収	696,214,083	633,641,391	1,690,426	90.77%	64,263,118	0
	合計	3,412,123,518	3,354,857,062	6,996,662	98.12%	64,263,118	0
	滞納繰越分	51,960,183	14,866,521	98,766	28.42%	37,192,428	6,501,058
15	特別徴収	2,865,215,130	2,871,751,025	6,535,895	100.00%	0	0
	普通徴収	705,242,128	636,254,202	1,897,569	89.95%	70,885,495	0
	合計	3,570,457,258	3,508,005,227	8,433,464	98.01%	70,885,495	0
	滞納繰越分	94,630,956	21,315,954	105,251	22.41%	73,420,253	24,763,016
16	特別徴収	2,872,564,090	2,878,715,302	6,151,212	100.00%	0	0
	普通徴収	729,575,378	657,912,080	1,940,872	89.91%	73,604,170	0
	合計	3,602,139,468	3,536,627,382	8,092,084	97.96%	73,604,170	0
	滞納繰越分	119,165,207	23,701,895	46,877	19.85%	95,510,189	41,402,581
17	特別徴収	2,898,759,280	2,903,719,070	4,959,790	100.00%	0	0
	普通徴収	763,318,570	684,269,413	1,992,383	89.38%	81,041,540	0
	合計	3,662,077,850	3,587,988,483	6,952,173	97.79%	81,041,540	0
	滞納繰越分	126,555,199	26,310,234	86,600	20.72%	100,331,565	45,256,852

3-表2 介護保険料普通徴収・口座振替率の推移（各年度とも通年平均値）

年度	被保険者数 A	特徴結果数 B	代理納付数 C	普徴者数 A-B-C=D	口座振替数 E	口座振替率 D/E
13	88,244	69,760	784	17,700	6,405	36.19%
14	90,010	70,060	862	19,088	7,560	39.61%
15	91,550	71,630	977	18,943	7,945	41.94%
16	92,814	72,994	1,063	18,757	8,449	45.04%
17	94,582	74,026	1,206	19,350	8,434	43.59%

③ 保険料の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、保険料減免の申請ができます。審査の結果により認められた場合、一定期間保険料が減免されます。

平成17年度は、9月4日の集中豪雨の被災者の方に対し、水害減免を行いました。

3-表3 介護保険料減免状況

年度	減免件数及び減免額	
	件数	減免額（円）
13	5	47,028
14	1	11,070
15	2	20,250
16	2	22,500
17	570	5,689,500

(2) 第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。集められた保険料は、いったん社会保険診療報酬支払基金に集められ、給付費に応じて、区市町村に交付されます。

4 要介護認定

(1) 要介護（要支援）認定の申請

区役所・福祉事務所・ケア24で申請を受け付けます。

4－表1 認定申請・認定審査状況

種 別	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
認定申請件数	19,104	20,610	21,992	22,911	18,661
内 区分変更申請件数	875	1,275	1,555	1,679	1,875
審査会開催回数	521	559	582	610	530
審査会判定件数(認定件数)	18,784	20,311	21,103	22,556	18,752

4－表2 平成17年度申請件数月次推移

月 別	新 規	転 入	更 新	区分変更	認定取消	合 計
4月	463	21	912	153	0	1,549
5月	460	36	835	154	0	1,485
6月	444	23	1,025	154	0	1,646
7月	415	12	978	122	0	1,527
8月	461	24	1,024	144	0	1,653
9月	459	30	914	148	0	1,551
10月	405	19	971	164	0	1,559
11月	433	41	938	153	0	1,565
12月	390	24	867	136	0	1,417
1月	529	16	1,087	160	0	1,792
2月	527	16	723	203	0	1,469
3月	363	20	881	184	0	1,448
合計	5,349	282	11,155	1,875	0	18,661

4－表3 年度別認定申請件数

年 度	新 規	転 入	更 新	区分変更	認定取消	合 計
13	4,950	172	13,106	875	1	19,104
14	5,313	192	13,829	1,275	1	20,610
15	5,513	242	14,682	1,555	0	21,992
16	5,125	235	15,872	1,679	0	22,911
17	5,349	282	11,155	1,875	0	18,661

(2) 認定調査

区の職員が区が委託した事業所の調査員が自宅等を訪問し心身の状況などを調査します。

4-表4 事業所別調査件数

年度	区役所	福祉事務所	ケア24	社会福祉協議会	その他	合計
13	8	8,525	5,150	439	4,659	18,781
14	5	5,108	10,020	376	4,670	20,179
15	8	5,001	11,662	489	4,682	21,842
16	4,574	0	12,120	236	5,683	22,613
17	3,916	0	9,525	334	4,909	18,684

* 社会福祉協議会は平成15年度からさんあい公社の事業を引き継ぎました。

* 福祉事務所は平成16年度から区役所認定係と統合されました。

【要介護認定調査従事者研修】

区では、認定調査に従事する調査員が、公平・公正かつ適切な調査を実施するために、必要な知識・技能を修得することを目的として、新任研修及び現任研修を実施しています。

4-表5 平成17年度研修開催実績

	回数	参加人数合計	備考
新任研修	8	63	随時開催
現任研修	1	186	11月開催

4-表6 介護認定審査会委員数 (平成18年3月31日現在)

区分	医療	保健	福祉	合計
委員数	68	34	37	139

4-表7 判定結果内訳

区分	非該当	要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	内再調査	
13	居宅	242	2,532	—	—	4,430	2,751	1,563	1,190	847	13,555	5
	施設	10	101	—	—	598	826	977	1,415	1,302	5,229	4
	合計	252	2,633	—	—	5,028	3,577	2,540	2,605	2,149	18,784	9
14	居宅	259	2,911	—	—	5,275	2,993	1,623	1,125	844	15,030	2
	施設	12	66	—	—	562	806	906	1,434	1,495	5,281	1
	合計	271	2,977	—	—	5,837	3,799	2,529	2,559	2,339	20,311	3
15	居宅	354	3,687	—	—	5,570	2,134	1,417	1,055	823	15,040	1
	施設	16	196	—	—	722	716	1,057	1,512	1,844	6,063	1
	合計	370	3,883	—	—	6,292	2,850	2,474	2,567	2,667	21,103	2
16	居宅	387	3,933	—	—	6,208	2,283	1,423	1,088	859	16,181	0
	施設	13	168	—	—	746	759	1,167	1,565	1,957	6,375	0
	合計	400	4,101	—	—	6,954	3,042	2,590	2,653	2,816	22,556	0
17	居宅	541	3,805	228	165	4,511	1,825	1,349	834	515	13,773	0
	施設	15	172	4	7	653	689	1,011	1,195	1,233	4,979	0
	合計	556	3,977	232	172	5,164	2,514	2,360	2,029	1,748	18,752	0

※「居宅」「施設」は、認定調査時において区分しています。

(3) 認定

二次判定を基に、要支援・要介護1～5の6段階の認定を行います。

平成18年4月更新分から要支援1・2、要介護1～5の7段階の認定を行っています。

※ 非該当（自立）…介護保険サービスの利用はできません。

4-表8 年別要介護（要支援）認定者数

区分	第1号被保険者		第2号被保険者		小計		合計
	要支援	要介護	要支援	要介護	要支援	要介護	
14.3.31	1,629	9,585	15	280	1,644	9,865	11,509
15.3.31	1,974	11,131	16	332	1,990	11,463	13,453
16.3.31	2,702	12,078	23	365	2,725	12,443	15,168
17.3.31	2,952	12,842	32	394	2,984	13,236	16,220
18.3.31	2,978	13,945	33	416	3,011	14,361	17,372

4-表9 第1号被保険者年齢別認定者数

(平成18年3月31日現在)

年齢	被保険者数	要支援 (A)	要介護 (B)						合計 (A+B)
			1	2	3	4	5	小計	
65～69歳	25,114	106	218	87	90	53	68	516	622
70～74歳	24,290	318	593	216	177	138	150	1,274	1,592
75～79歳	19,966	698	1,082	353	314	317	256	2,322	3,020
80～84歳	13,968	890	1,570	475	439	403	355	3,242	4,132
85～89歳	7,765	683	1,383	544	465	451	395	3,238	3,921
90～94歳	3,703	240	823	390	375	404	346	2,338	2,578
95～99歳	1,116	42	208	118	147	208	198	879	921
100歳以上	153	1	15	15	15	43	48	136	137
合計	96,075	2,978	5,892	2,198	2,022	2,017	1,816	13,945	16,923
被保険者に対する比率		3.10%	6.13%	2.29%	2.10%	2.10%	1.89%	14.51%	17.61%

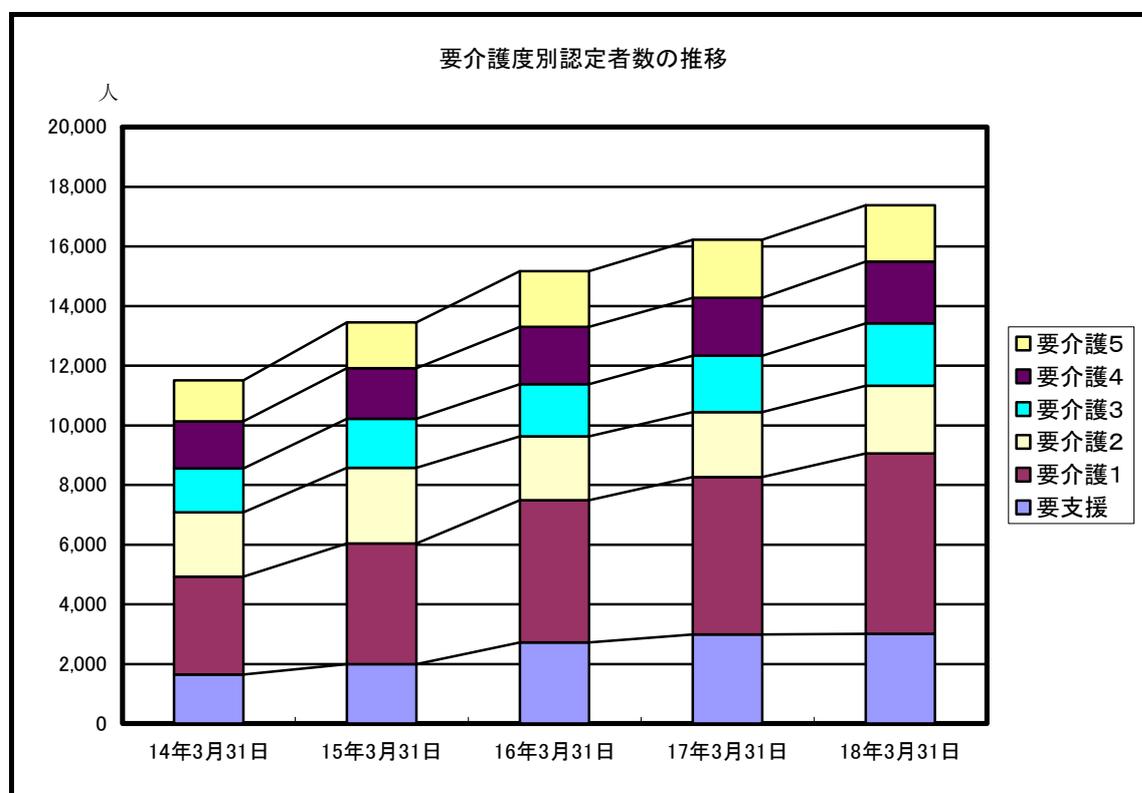
4-表10 第2号被保険者年齢別認定者数

(平成18年3月31日現在)

年齢	要支援 (A)	要介護 (B)						合計 (A+B)
		1	2	3	4	5	小計	
40～44歳	1	4	2	4	1	1	12	13
45～49歳	2	7	5	2	3	5	22	24
50～54歳	4	20	9	7	7	5	48	52
55～59歳	9	53	32	16	15	26	142	151
60～64歳	17	68	32	34	23	35	192	209
合計	33	152	80	63	49	72	416	449

4－表 11 要介護度別認定者数の推移

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
14. 3. 31	1,644	3,282	2,161	1,467	1,578	1,377	11,509
15. 3. 31	1,990	4,044	2,545	1,640	1,692	1,542	13,453
16. 3. 31	2,725	4,762	2,140	1,754	1,916	1,871	15,168
17. 3. 31	2,984	5,284	2,177	1,882	1,942	1,951	16,220
18. 3. 31	3,011	6,044	2,278	2,085	2,066	1,888	17,372



5 介護保険給付

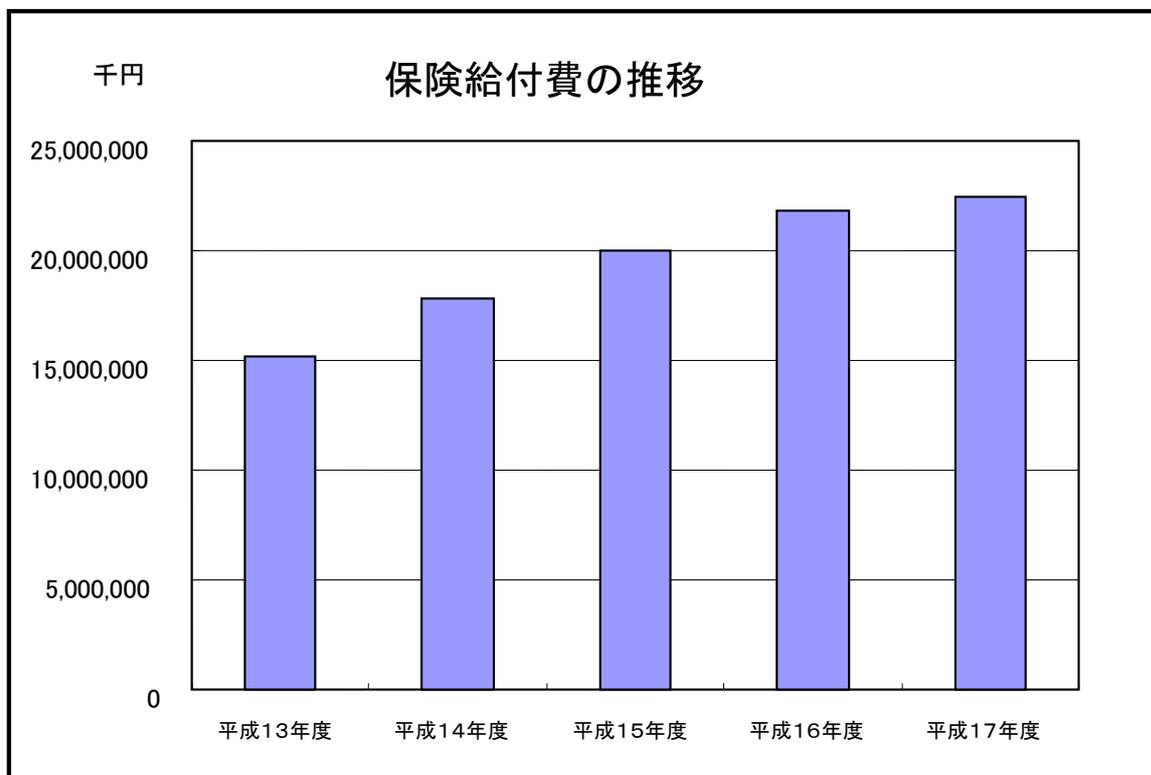
介護保険サービスは、要支援・要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。
サービスには居宅サービスと、施設サービスの2種類があります。
利用者負担額はサービス費用の1割で、9割は保険給付されます。

(1) 保険給付費の推移

5-表1 保険給付費の推移

(単位 千円)

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
15,168,793	17,791,087	20,026,250	21,838,731	22,430,478



(2) 居宅サービスの利用

居宅でサービスを利用する場合、ケアマネジャーにケアプラン作成を依頼し、ケアプランに基づいたサービスを利用します。

5-表2 居宅介護（支援）サービス利用者数 【4月審査（3月利用分）】

年 度	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
13	1,086 (5)	2,407 (53)	1,487 (47)	910 (36)	709 (14)	600 (22)	7,199 (177)
14	1,282 (4)	3,011 (60)	1,787 (60)	977 (36)	729 (18)	621 (29)	8,407 (207)
15	1,785 (9)	3,622 (89)	1,560 (48)	1,078 (40)	898 (29)	723 (34)	9,666 (249)
16	1,929 (15)	3,997 (87)	1,563 (52)	1,196 (48)	942 (28)	761 (33)	10,388 (263)
17	1,920 (14)	4,513 (99)	1,692 (57)	1,367 (49)	981 (35)	729 (36)	11,202 (290)

※ () 内は第2号被保険者再掲

※ 福祉用具購入費・住宅改修費のみの利用者は含みません。

※ 平成17年度は平成18年3月の審査分（2月利用分）の利用者数です。

(3) 施設サービスの利用

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類があり、要介護1～5の人が利用できます。

5-表3 施設介護サービス利用者数 【4月審査（3月利用分）】

年 度	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合 計
13	1,239 (12)	484 (6)	245 (6)	1,968 (24)
14	1,393 (9)	461 (13)	296 (8)	2,150 (30)
15	1,431 (16)	453 (11)	446 (12)	2,330 (39)
16	1,456 (11)	515 (7)	426 (12)	2,397 (30)
17	1,463 (15)	605 (9)	389 (8)	2,457 (32)

※ () 内は第2号被保険者再掲

※ 平成17年度は平成18年3月の審査分（2月利用分）の利用者数です。

(4) 福祉用具購入費の支給

貸与に適さない入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、年間10万円の範囲内で、保険対象となるものについて、購入費の9割を償還払いにより支給します。

5-表4 福祉用具購入費の支給

(単位 円)

年 度	要支援		要介護		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
13	138	3,153,083	1,493	43,526,423	1,631	46,679,506
14	171	4,468,771	1,789	51,408,826	1,960	55,877,597
15	268	6,390,349	1,938	56,051,272	2,206	62,441,621
16	281	6,345,291	1,878	52,793,648	2,159	59,138,939
17	271	6,870,231	1,961	57,900,033	2,232	64,770,264

(5) 住宅改修費の支給

お風呂やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を、一住居20万円の範囲内で、保険対象となるものについて、改修費用の9割を償還払いにより支給します。

5-表5 住宅改修費の支給

(単位 円)

年 度	要支援		要介護		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
13	222	25,634,158	1,294	149,191,830	1,516	174,825,988
14	279	33,618,742	1,459	167,112,830	1,738	200,731,572
15	360	42,856,759	1,667	182,762,128	2,027	225,618,887
16	392	45,421,769	1,526	161,465,530	1,918	206,887,299
17	363	37,182,503	1,466	149,686,559	1,829	186,869,062

(6) 高額介護サービス費

サービス利用時に支払う1割の利用者負担額には、区民税の課税状況等によって1ヵ月あたりの上限額があり、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給します。平成17年10月の施設給付の見直しに伴い、高額介護サービス費についても制度の改正がありました。

5-表6 高額介護サービス費の支給(平成17年9月まで) (単位 円)

年 度	世帯全員の区民税が非課税かつ高齢福祉年金受給者等		世帯全員の区民税が非課税等		左記以外の世帯		合 計	
	上限額15,000円/月		上限額24,600円/月		上限額37,200円/月			
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
13	1,563	16,490,657	16,098	92,153,935	2,989	13,577,987	20,650	122,222,579
14	596	8,400,929	14,296	84,212,665	4,483	26,059,561	19,375	118,673,155
15	708	10,309,586	16,852	100,001,889	6,258	37,526,167	23,818	147,837,642
16	577	8,558,261	20,005	119,390,911	7,660	46,368,227	28,242	174,317,399
17	362	5,222,621	16,888	101,730,253	4,952	26,133,758	22,202	133,086,632

5-表7 高額介護サービス費の支給(平成17年10月から) (単位 円)

年 度	世帯全員の区民税が非課税かつ高齢福祉年金受給者・生活保護受給者等		世帯全員の区民税が非課税等				一般世帯(左記以外の世帯)		合 計	
	個人・世帯の負担 上限額15,000円/月		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方 個人の負担 上限額15,000円/月		個人・世帯の負担 上限額24,600円/月		世帯の負担 上限額37,200円/月			
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
17	28	23,022	2,128	20,256,375	1,577	15,584,241	3,720	38,478,617	7,453	74,342,255

※ 5-表6、5-表7は第2号被保険者利用分を含みます。

(7) 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

5-表8 利用者負担額の減免

年 度	減額件数		免除件数		合 計	
13	0	(0)	2	(1)	2	(1)
14	0	(0)	0	(0)	0	(0)
15	0	(0)	0	(0)	0	(0)
16	0	(0)	1	(0)	1	(0)
17	0	0	0	0	0	0

※ () 内は第2号被保険者再掲

(8) 食費の自己負担額（標準負担額）の減額（平成17年9月まで）

介護保険施設に入所・入院中の食費の自己負担額は、1日あたり780円です。世帯全員の住民税が非課税等に応じ500円または300円に減額されます。

5-表9 食費の自己負担額（標準負担額）の減額

区 分	世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等		世帯全員の区民税が非課税等		合 計	
	300円/日額		500円/日額			
14.3.31	76	(0)	535	(11)	611	(11)
15.3.31	112	(0)	886	(19)	998	(19)
16.3.31	158	(0)	1,211	(20)	1,369	(20)
17.3.31	173	(0)	1,145	(20)	1,318	(20)
17.9.30	166	(0)	1,231	(5)	1,397	(5)

※ ()内は第2号被保険者再掲

※ 平成17年10月から施設給付について制度変更となりました。

(9) 旧措置入所者利用者負担額の減免・食費の自己負担額（特定標準負担額）の減額（平成17年9月まで）

介護保険法施行前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している場合、区民税の課税状況等に応じて利用者負担額が減免、食費の自己負担額（特定標準負担額）が減額されます。

5-表10 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減免

区 分	利用者負担額の減免			食費の自己負担額(特定標準負担額)の減額		
	老齢福祉年金受給者等	世帯全員の区民税が非課税等	合 計	老齢福祉年金受給者等	世帯全員の区民税が非課税等	合 計
14.3.31	117 (3)	273 (0)	390 (3)	235 (3)	504 (3)	739 (6)
15.3.31	94 (2)	220 (0)	314 (2)	186 (2)	411 (0)	597 (2)
16.3.31	78 (2)	177 (0)	255 (2)	146 (2)	342 (0)	488 (2)
17.3.31	61 (1)	129 (0)	190 (1)	111 (1)	269 (0)	380 (1)
17.9.30	52 (1)	119 (0)	171 (1)	95 (1)	256 (0)	351 (1)

※ ()内は第2号被保険者再掲

※ 平成17年10月から施設給付について制度変更となりました。

(10) 特定入所者介護サービス費（平成17年10月から）

介護保険施設に入所・入院中の居住費・食費について、所得に応じて負担限度額が設定されています。

5-表11 食費の自己負担額（標準負担額）の減額

区分	世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等	世帯全員の区民税が非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	世帯全員の区民税が非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	合計
	利用者負担段階1段階	利用者負担段階2段階	利用者負担段階3段階	
18.3.31	299 (0)	1,554 (8)	567 (3)	2,420 (11)

※ () 内は第2号被保険者再掲

※ 平成17年10月から施設給付について制度変更となりました。

(11) 旧措置入所者利用者負担額の減免・食費・居住費の自己負担額（特定負担限度額）の減額（平成17年10月から）

介護保険法施行前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している場合、区民税の課税状況等に応じて利用者負担額が減免、食費・居住費の負担限度額（特定負担限度額）が設定されています。

5-表12 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る利用者負担額の減免

年度	区分		合計件数
	減額件数	免除件数	
17	115	55	170

5-表13 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る特定負担限度額認定証

区分	特定負担限度額							
	世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等		世帯全員の区民税が非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		世帯全員の区民税が非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方		合計	
	利用者負担段階1段階		利用者負担段階2段階		利用者負担段階3段階			
	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
18.3.31	16	150	268	136	66	64	350	350

※ () 内は第2号被保険者再掲

※ 平成17年10月から施設給付について制度変更となりました。

(12) 平成17年度サービス別保険給付費の状況

5-表14 平成17年度介護給付費の状況（給付の件数はレセプト件数）

（単位 円）

種 類	現物給付		償還払い		給付費合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
居宅介護（支援）サービス給付費	270,723	12,117,482,849	21	518,903	270,744	12,118,001,752
訪問介護	96,077	4,832,995,217	1	72,971	96,078	4,833,068,188
訪問入浴介護	6,961	356,865,492	0	0	6,961	356,865,492
訪問看護	16,944	578,262,656	0	0	16,944	578,262,656
訪問リハビリテーション	956	20,893,724	0	0	956	20,893,724
通所介護	37,756	2,311,140,898	0	0	37,756	2,311,140,898
通所リハビリテーション	8,736	431,287,592	1	167,607	8,737	431,455,199
福祉用具貸与	62,587	843,893,476	19	278,325	62,606	844,171,801
短期入所	7,391	555,304,911	0	0	7,391	555,304,911
短期入所生活介護（特養）	6,472	479,440,113	0	0	6,472	479,440,113
短期入所療養介護（老健）	824	65,675,805	0	0	824	65,675,805
短期入所療養介護（療養型）	95	10,188,993	0	0	95	10,188,993
居宅療養管理指導	26,068	188,488,130	0	0	26,068	188,488,130
痴呆対応型共同生活介護	1,900	453,445,715	0	0	1,900	453,445,715
特定施設入所者生活介護	9,017	1,544,905,038	0	0	9,017	1,544,905,038
居宅介護（支援）サービス計画費	119,382	1,057,792,414	0	0	119,382	1,057,792,414
施設介護サービス給付費	29,584	8,477,701,165	1	8,680	29,585	8,477,709,845
介護老人福祉施設サービス	17,619	4,790,999,561	1	8,680	17,620	4,791,008,241
介護老人保健施設サービス	7,026	1,829,259,214	0	0	7,026	1,829,259,214
介護療養型医療施設サービス	4,939	1,857,442,390	0	0	4,939	1,857,442,390
福祉用具購入費	0	0	2,232	64,770,264	2,232	64,770,264
住宅改修費	0	0	1,829	186,869,062	1,829	186,869,062
小 計	419,689	21,652,976,428	4,083	252,166,909	423,772	21,905,143,337
高額介護サービス費	2,914	26,605,925	26,741	180,822,962	29,655	207,428,887
特定入所者介護サービス費	9,860	276,470,231	36	1,565,100	9,896	278,035,331
合 計	432,463	21,956,052,584	30,860	434,554,971	463,323	22,390,607,555

6 介護保険関連給付

(1) 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2～3ヵ月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内で無利子で資金貸付を行います。貸付のための基金額は3,000万円です。

6-表1 高額介護サービス費等資金貸付 (単位 円)

年 度	高額介護サービス費		福祉用具購入費		住宅改修費		その他		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
13	21	435,000	13	679,457	26	3,062,115	0	0	60	4,176,572
14	7	164,300	12	453,011	32	4,559,670	0	0	51	5,176,981
15	10	264,500	11	626,922	16	2,304,756	0	0	37	3,196,178
16	14	443,935	4	325,305	12	1,867,364	0	0	30	2,636,604
17	0	0	5	202,443	8	1,069,346	0	0	13	1,271,789

(2) 訪問介護利用者負担額助成事業

障害者施策等によるホームヘルプサービス利用者で、世帯の生計中心者が所得税非課税等の要件を満たす方は、訪問介護の利用者負担額が減額されます。

平成18年度から制度改正のため、対象の方の要件が変更となっています。

【軽減率】 障害者の方10%の利用者負担額を3%に軽減

6-表2 訪問介護利用者負担額助成 (単位 円)

年 度	高齢者経過措置			障害者支援措置			合 計		
	認定者数	件数	金 額	認定者数	件数	金 額	認定者数	件数	金 額
13	995	9,999	50,430,043	160	2,451	15,970,959	1,155	12,450	66,401,002
14	826	8,583	45,800,751	147	1,944	13,685,261	973	10,527	59,486,012
15	663	6,920	27,126,369	135	1,691	10,737,684	798	8,611	37,864,053
16	569	5,534	16,901,425	131	1,535	10,017,320	700	7,069	26,918,745
17	0	423	1,232,655	112	1,410	8,727,582	112	1,833	9,960,237

※ 認定者数は1年間の認定者数合計、件数・金額は1年間の助成件数・金額合計。

※ 高齢者の経過措置制度は平成16年度で終了しました。表中の平成17年度の助成件数・助成金額は、平成16年度中に認定を受けた方が、平成16年度中に利用したサービスに関する助成の実績です。

(3) 住宅改修支援助成事業（ケアマネジャー等支援事業）（平成13年1月開始）

ケアマネジャー等が住宅改修のため理由書を作成した場合、その所属する居宅介護支援事業者等に1件2,000円を支給します。

6-表3 住宅改修支援助成（ケアマネジャー等支援）（単位 円）

年 度	住宅改修支援 （理由書作成助成）	
	件 数	金 額
1 3	998	1,996,000
1 4	1,046	2,092,000
1 5	483	966,000
1 6	75	150,000
1 7	98	196,000

※ 住宅改修支援は、平成15年4月から居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に対する作成のみが対象です。

(4) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成（平成14年1月開始）

事業者が介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額（介護費負担）の軽減を行った場合、その費用の一部を助成します。対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

6-表4 確認証発行及び事業者助成（単位 円）

年 度	確認証発行件数	助成事業者数	助成金額
1 3	4	2	24,318
1 4	11	17	372,559
1 5	79	57	1,411,290
1 6	77	62	1,829,327
1 7	113	77	1,785,124

(5) 家族介護慰労金事業 (平成13年度開始)

要介護4または要介護5の認定を受けた方を、在宅で1年間介護している同居家族の方に、10万円の慰労金を支給します。

【支給要件】

- ① 介護保険サービスを1年間利用していない場合 (7日以内のショートステイ利用を除く)
- ② 世帯全員の区民税が非課税

6-表5 家族介護慰労金支給 (単位 円)

年 度	件 数	金 額
13	3	300,000
14	4	400,000
15	4	400,000
16	4	400,000
17	2	200,000

(6) 介護保険サービス利用者負担額助成事業 (区制度 平成13年度開始)

老齢福祉年金受給者等で世帯全員の区民税が非課税の方の利用者負担上限額を月額3,000円とし、それを越えた分について区が助成します。

6-表6 介護保険サービス利用者負担額助成 (単位 円)

年 度	件 数	金 額
13	1,025	8,201,432
14	1,259	10,650,053
15	1,291	11,128,101
16	1,057	9,163,130
17	762	6,779,244

(7) 給付適正化

介護保険の給付の適正化を図るため、利用者に対し介護給付費通知を発送するとともに、事業所調査を実施しました。

介護給付費通知の発送	年4回	1回	約13,500件
事業所調査			10事業所調査
			居宅介護支援事業所 10箇所
			訪問介護事業所 9箇所
一斉自己点検調査			居宅介護支援事業者 180箇所

7 財政

保険給付に必要な費用は保険料と国・都・区の公費を財源としています。
 平成15年度から平成17年度までの財源の負担割合は下記のとおりです。
 保険料…全体の50%（第1号被保険者18%・第2号被保険者32%）
 公費…全体の50%（国25%・都12.5%・杉並区12.5%）

7-表1 平成17年度決算内訳

(単位 千円)

科 目		予算現額	決算額	
歳 入	保険料	3,671,296	3,614,299	
	使用料及び手数料	1	0	
	国庫支出金	5,705,682	5,696,230	
	介護給付費負担金	調整交付金	4,625,605	4,698,187
		介護給付費調整交付金	1,080,077	996,024
		介護保険事業費補助金	0	2,019
	支払基金交付金	7,400,968	7,220,567	
	都支出金	2,891,003	2,813,077	
	財産収入	1,179	3,393	
	繰入金	3,967,510	3,967,509	
	介護給付費繰入金	事務費等繰入金	2,891,002	2,891,001
		事務費等繰入金	480,905	480,905
		準備基金繰入金	595,603	595,603
	繰越金	428,458	428,458	
	寄付金	1	0	
	諸収入	3,948	3,650	
	合計		24,070,046	23,747,183
歳 出	総務費	297,550	268,781	
	保険給付費	23,128,024	22,430,478	
	介護サービス費	介護サービス費	21,651,197	21,002,346
		支援サービス費	943,551	902,797
		高額介護サービス費	209,762	207,429
		特定入所者介護サービス等費	283,528	278,035
		審査支払手数料	39,986	39,871
		財政安定化基金拠出金	21,721	21,721
	基金積立金	36,320	32,018	
	諸支出金	509,195	398,058	
	予備費	77,236	0	
合計		24,070,046	23,151,056	

8 介護保険運営協議会

介護保険事業に関して次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。

- (ア) 杉並区介護保険事業計画に関すること。
- (イ) 介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること。
- (ウ) その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること。

8-表1 委員数

区 民	区議会議員	学識経験者	保健医療関係者	福祉関係者	合 計
8	2	2	3	7	22

8-表2 平成17年度介護保険運営協議会開催実績

	開 催 日	主 な 内 容
第1回	平成17年4月14日	介護保険制度改革関連法案に関して、高齢者実態調査及び高齢者地域支援研究会中間のまとめの報告、介護保険事業会計予算の報告、その他
第2回	平成17年5月24日	第3期介護保険事業計画の作成について、介護予防システムについて、要介護認定モデル事業（第一次）について、杉並区市町村整備計画（案）について、その他
第3回	平成17年7月5日	地域包括支援センターについて、介護保険施設の給付費、食費、居住費の見直しについて、平成16年度杉並区における介護保険にかかる苦情・相談のまとめについて、高齢者虐待対応モデル事業について、その他
第4回	平成17年8月9日	地域包括支援センターについて、第3期介護保険事業計画（素案骨子 未定稿）について、高齢者を狙った悪質商法について、その他
第5回	平成17年8月31日	地域包括支援センターについて、第3期介護保険事業計画（素案 未定稿）について、保健福祉計画（高齢者分野）について、その他
第6回	平成17年11月15日	地域包括支援センターの選考について、第3期介護保険事業計画（素案）に対する意見について、地域密着型サービスについて、介護保険給付の適正化について、その他
第7回	平成17年12月15日	地域包括支援センターの選考について、保険料段階設定の考え方等について、地域密着型のサービスについて、市町村整備計画について、その他
第8回	平成18年2月15日	平成18年4月1日から要支援者となる者の4月分のケアプランの取り扱いについて、第3期介護保険事業計画（案）について、介護報酬等の改定（案）について、第1号被保険者保険料について、その他
第9回	平成18年3月24日	地域包括支援センターの職員体制及び施設整備等について、第3期介護保険事業計画について、地域密着型サービスについて、その他

*第5回より在宅介護支援センター運営協議会との合同会議も開催。

*18年4月の介護保険法改正に伴い、調査審議事項に地域包括支援センターの運営に関する事項及び市町村整備計画に関する事項、地域密着型サービスに関する事項を追加するとともに、これに対応する委員構成に変更した。

9 介護保険相談

被保険者やその家族から介護保険制度に係る苦情・意見・要望を受け、関係事業者や関係機関と問題解決に向けた調整を行います。また、介護サービスについて、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。

9-表1 介護保険制度等に関する苦情・意見要望件数

区分 年度	要介護認定	介護保険料	介護サービス 供給量	介護事業者及 び保険給付	その他	合 計
13	17	5	11	142	65	240
14	19	2	9	113	46	189
15	17	7	0	106	74	204
16	9	2	3	87	46	147
17	9	3	1	87	80	180

9-表2 相談対応結果

区分 年度	相談者への 説明・助言	当事者間を 調整	他機関を紹介	その他	合 計
13	133	72	2	33	240
14	117	64	2	6	189
15	127	73	2	2	204
16	82	55	8	2	147
17	96	75	2	7	180

9-表3 東京都国民健康保険団体連合会との調整及び東京都介護保険審査会への審査請求

区分 年度	東京都国民健康保険団体 連合会との調整	東京都介護保険審査会 への審査請求	合 計
13	4	108	112
14	1	28	29
15	4	31	35
16	5	0	5
17	2	0	2

10 事業者支援

(1) 事業者連絡会

区とサービス事業者との情報交換及び事業者間の交流を図り、サービスの質の向上を図ることを目的として実施します。

10-表1 開催実績

名 称	実施回数
介護サービス事業者連絡会（全体会）	4
訪問介護事業者連絡会	1
居宅介護支援事業者・サービス事業者説明会	1

(2) 介護従事者研修

質の高い介護サービスを確保するため、サービス事業者の協議会等と共同し、専門的・実践的な研修を行います。

10-表2 研修実績

名 称	実施回数
訪問介護協議会共催研修会	3
居宅介護支援事業者協議会共催研修会	1
通所介護・通所リハビリ事業者研修会	1

(3) ケアマネジャー支援事業

10-表2 ケアマネジメント研修

	内 容
ケアマネジメント研修	「第3期介護保険事業計画」 「介護給付の適正化」
認知症ケア研修	「認知症の人のためのケアマネジメント」
高齢者住宅改修研修	「住宅改修への取り組み方」 「住宅改修事例の検討」（グループワーク）
高齢者虐待研修	「高齢者虐待について」 「家族アセスメント」

10-表3 研修会 事例検討会

主 催	内 容
東福祉事務所	「成年後見制度を知ろう」 「事例を通して学ぶ成年後見制度」
西福祉事務所	「医療と福祉の連携」 「ケアマネとしてのコミュニケーション技術」
南福祉事務所	「ケアマネジャーのための成年後見制度活用」 「支援費制度・生活保護を学ぶ」 「ケアマネジャーのための認知症講座」

○ スーパーバイザー養成セミナー

ケアマネジメントリーダーと区が協働で企画運営

在宅介護支援センターケア24の職員を対象に実施

対人援助トレーナー 奥川幸子氏の講義と事例検討を中心に6回開催

10-表4 サービス担当者会議開催支援

主 催	内 容
東福祉事務所	各種事業者への出席依頼、ケア24との連携してのケース対応支援
西福祉事務所	ケアカンファレンスの開催が困難な事業者への相談支援
南福祉事務所	ケアマネジャーからの相談で開催方法などの助言や会議への参加

10-表5 援助困難ケースケアマネジメント支援

主 催	内 容
東福祉事務所	ケアプランの確認、ケースの見方、援助の方向性の総合的な助言
西福祉事務所	適正給付支援
南福祉事務所	認知症、精神障害等、ケアマネジャーのみでは対応困難ケースの支援 ケアプラン作成の助言

○ けあまね通信の発行 6回

1.1 趣旨普及

区民の皆様には、介護保険の趣旨や利用方法について、よく知っていただくための広報活動を行っています。

11-表1 ちらし・パンフレット・冊子

タイトル等	配布方法・配布場所
介護保険だより	保険料通知書に同封
同テープ版・点字版	保険料通知書に同封
すぎなみ暮らしを支える介護保険	区窓口及びケア24で配布
介護保険利用者ガイド	区窓口及びケア24で配布
杉並区介護保険サービス事業者ガイドブック	区窓口及びケア24で配布
よくわかる新しい介護保険	区窓口及びケア24で配布
介護保険 住宅改修の手引き	区窓口、ケア24及び福祉機器展示センターで配布
65歳到達者用 ミニパンフレット	65歳到達者へ郵送

11-表2 広報すぎなみ（主な掲載記事）

記事名	配布方法・配布場所
介護保険料納入通知書発送	新聞折込、公共施設等で配布
介護保険給付費通知書発送	
介護保険制度の一部改正（施設給付の見直し）について	
介護保険制度の改正 住民説明会を開催します	
保健福祉計画・介護保険事業計画の改定を進めています	
第三期杉並区介護保険事業計画の説明会	
保健福祉計画・介護保険事業計画を改定しました	
介護保険に関する変更点	

11-表3 ポスター

タイトル	掲示場所
暮らしを支える介護保険（介護保険制度改正のお知らせ）	区内掲示板、区内関連施設

平成18年度版

すぎなみの介護保険

平成17年度実績

平成18年9月発行

登録印刷番号

18-0059

発行 杉並区保健福祉部介護保険課

杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 (03) 3312-2111